法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-03

近世農民の害鳥獣駆除と鳥獣観

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)
法政大学人間環境学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
人間環境論集 / 人間環境論集
(巻 / Volume)
1
(号 / Number)
2
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
12
(発行年 / Year)
2001-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002870

Hosei University Repository

近世農民の害鳥獣駆除と鳥獣観

根崎光男

はじめに

人が生存を確保するためには自然資源へのアクセスが不可欠である。原初的な採集・狩猟中心の社会から農耕社会、そして工業社会にいたるまで、人は自然からさまざまな資源を調達して生存をはかってきた。その結果、資源の枯渇や生態環境の悪化などの諸問題に直面するようになったのである。しかし、地球上のあらゆる生物は自然を含む大きな生態系のなかで相互に関係しあいながら生きており、自然が人の独占物であることはありえない。人が生態系の一部の存在にすぎないことは明らかなのだが、人は古くから「万物の長」としての観念をもって自然を凌駕してきた側面を否定しえない。

近世社会においても、人は自然とさまざまな諸関係を築いていた。自然は人の資源供給の場であったり、あるいは精神作用に貢献する場であったりする一方で、災害をもたらす脅威の対象でもあった。人と自然とのこうした関係は、自然に生息する野生動物との関係についても同じようなことがいえる。自然に生息する鳥獣は、人の資源として食料・衣類、あるいは道具づくりの材料などに利用されてきたが、人に危害を与え、また農作物を食い荒らす被害をもたらすこともあった。人と鳥獣とはこの大地にともに生きる生物として共生関係にあったが、一方で互いの生存をかけて敵対しあうこともあったのである。

ところで、前近代の日本の主たる産業は農業であったが、この農業は山林・原野・河川の開発を前提に成り立つものであった。これは自然に生きる鳥獣の生息環境を脅かすことであり、その結果として鳥獣が耕地の農作物に被害をもたらすこともあった。人が自然の一部を耕地化すれば、そこに生息していた鳥獣は開発された二次的自然のもとで生きていくか、あるいは奥地の自然に住処を求めて移っていくしかなかった。そうしなければ、種の保存は不可能であった。農地・宅地造成のための開発が動植物の生態環境を著しく変化させたことは否定しようもなく、鳥獣のなかには住処を狭められ、奪われて、絶滅もしくはその危機に瀕しているものも少なくない。

元来、二次的自然をその場とした農業は鳥獣の被害と隣合わせていたといえようが、山林・原野のさらなる耕地化がその被害を助長させたことも確かである。このため、農民は作物を喰い荒らす鳥獣を追い払い、その駆除に奔走しなければならなかった。このように、人は鳥獣に対して敵対感と親近感をもちながら共生関係を育むことになった。もちろん、鳥獣に対する感情や感覚は人それぞれであるが、害鳥獣駆除の思考も方法も集団や地域によって異なるものであり、地域の習俗や文化の問題が深くかかわっていた。人と鳥獣との関係は多岐にわたるが、鳥獣害に限ってみても、人は害鳥獣をいかに駆除したかという技術的な問題ばかりでなく、どのようにかかわって共に生存をはかってきたのかを問うことも重要であろう。

そこで、本稿では近世の関東地方を事例として、人の鳥獣害への対応と鳥獣との共生のあり方を考えてみることにしたい[1]。具体的には農耕への鳥獣害の実態とそれへの対応の問題、また鳥獣害対策をめぐっての社会関係についてもみていくこととにし、さらには人と鳥獣との共生関係をも視野に入れていくことにしたい。

Hosei University Repository

一　農耕と鳥獣害

近世社会において、農作物を喰い荒らす鳥獣には、鳥では烏・雁・雀・鳩・鴨など、獣類では主に猪鹿と記録されていることが多い。この場合、猪鹿という言葉はイノシシと読まれ、獣肉を食用に供することのできる動物の総称として用いられ、必ずしも生物学上の猪と鹿とを特定しているわけではない。一般に、農作物に被害をもたらす獣類には猪や鹿のほか、猿・兎・狼・山犬・狐・鼠・モグラなどがよく知られている。

ところで、近世の日本全土にわたる農作物への鳥獣害の全容を知ることは不可能であり、被害の程度を量的に示すこともできない。ましてや農民がどの程度の鳥獣被害を受けると、その対策に乗り出すのかといったことも厳密にはわかりにくい。鳥獣害の被害認識は時代や地域、そしてその時々の状況などによっても異なるものであったろう。おそらく農民たちは平年よりも極度に鳥獣の被害が深刻である場合にその対策を講じたのであろうし、経験的に被害の度合いを認識したのではないかと思われる。というのは、近世社会においては江戸城の周辺ですら、わずかな山野があるところであれば猪・鹿・猿・狼などが生息していたし、また江戸から多少隔たった山付きの村では数多くの獣類が日常的に作物を喰い荒らし、さらに上野国の山間部村落には熊も出没していた。いうまでもなく、平野部の農村における鳥類による被害も慢性的に発生していたとみられる。

猪や鹿などがどの地域にどの程度生息していたかを数量的に示すことはできないが、八代将軍徳川吉宗が下総国小金原で行った鹿狩りの際の獲物は、享保一〇年（一七二五）の場合、鹿八〇〇余、猪三、狼一、雉子一〇とあり[2]、その翌年の場合には鹿四七〇、猪一二、狼一と記録される[3]。これらの獣類が将軍の鹿狩りに合わせて小金原の周辺から農民を動員して寄せ集めてきたものとはいえ、当時、この地域一帯にはかなりの数の獣類が生息していたといえるだろう。

享保六年の自序があり、南関東の農民生活に詳しい田中丘隅の『民間省要』には、「朝夕野島より水田河海沼地の辺へ、飛来り飛帰る雁鴨の羽音、雪よりもす凄じく、その響き山を崩し地を動かす如く成し[4]」とあり、また山間の田畑では「秋に至ては猪鹿猿などの為に、毎日毎夜番をして貝を吹き、かねを鳴して色々の心遣ひ辛苦して、四時鳥獣に苦しめらるる[5]」と述べられている。元禄から享保頃までの農村では、大なり小なりこのような状況にあったのではないかと思われる。なお、丘隅がここで力説しているのは、農村における鳥獣害の深刻さもさることながら、その実情を知らずに容赦なく年貢を賦課する役人の思いやりのなさを非難しているのである。

この時期、鳥獣の農作物への被害の深刻さを示す農村側の記録もいくつかみられる。享保一五年四月、武蔵国足立郡源左衛門新田の惣百姓は、去年の冬に蒔いた麦が猪鹿に食い荒らされて収穫の見込みのない畑が増え、また食い残った麦がある畑でも来年の種にも満たない状況であったことを領主に報告している。さらに猪鹿の害は夏作にも及び、困窮の度合いが増長していることを訴え、年貢減免のための麦作見分を願い出ている[6]。田畑には本年貢が賦課されており、作物への鳥獣害は規定通りの年貢を納入できないばかりか、農民生活を貧窮状態へと追い込む原因ともなった。

享保一二年二月、武蔵国荏原郡下丸子村の村役人は、「六郷領下丸子村麦作鳥喰畑書上帳[7]」と「六郷領下丸子村麦作鳥喰畑壱人別帳[8]」という帳簿を作成している。これらは村内の妙蓮塚耕地の麦畑が鳥害によって大打撃を受け、年貢減免のための見分を願う際に提出したものとみられる。妙蓮塚耕地の畑は検地によって上畑・中畑・下畑・下々畑・見取畑の等級で把握されていた。ここでは農民が所持する畑を一人毎に被害の程度を「大喰」「中喰」と分類して、見分を受けるべき畑と受けない畑との峻別を行っている。第1表はその被害反別をまとめたものである。これによれば、当初村側では、妙蓮塚耕地の麦畑一〇町二反四畝二歩のうち約四〇パーセントの畑が「大喰」「中喰」の鳥害にあっていると認識してその見分を願う予定であったが、最終的に約一四パーセントの畑に限定して申告したことが知られる。この被害総反別は当初の「大喰」と判断した反別にほぼ見合うもので、「中喰」と認識していた反別は領主に被害面積として申告せずに取り下げている。このことは鳥害の被害認識

Hosei University Repository

第1表　下丸子村妙蓮塚耕地の麦作鳥喰畑反別

畑の等級	総　反　別	当初の被害認識反別	訂正後の被害申告反別
上　畑	2町2反6畝01歩	0	0
中　畑	1町9反1畝03歩	8反8畝12歩 内訳 3反8畝　大喰 5反　12歩　中喰	3反8畝 内訳 8畝21歩　大喰 2反9畝09歩　中喰
下　畑	1町0反3畝24歩	6反3畝10歩 内訳 2反1畝10歩　大喰 4反2畝　中喰	2反1畝14歩　中喰
下々畑	1町4反1畝03歩	6反6畝13歩 内訳 2反1畝10歩　大喰 4反5畝03歩　中喰	2反1畝10歩 内訳 9畝19歩　大喰 1反1畝21歩　中喰
見取畑	3町6反2畝01歩	1町7反7畝26歩 内訳 6反1畝10歩　大喰 1町1反6畝16歩　中喰	6反1畝10歩 内訳 2反1畝08歩　大喰 4反　02歩　中喰
計	10町2反4畝02歩	3町9反6畝01歩 内訳 1町4反2畝　大喰 2町5反4畝01歩　中喰	1町4反2畝04歩 内訳 3反9畝18歩　大喰 1町　2畝16歩　中喰

（注）享保12年2月「六郷領下丸子村麦作鳥喰畑書上帳」（『大田区史』平川家文書3）より作成。

が農民の間でも微妙なものであったことをうかがわせ、また領主のきびしい見分を想定して被害反別の過大な申告をやめた結果とみられる。領主にとって、鳥獣の被害を受けた反別の認定は年貢減少を伴うものであったから、その見分は相当きびしいものであったのだろう。なお、妙蓮塚耕地のおよそ半分近くの畑が大なり小なりの鳥害にあったという現状はその被害の凄まじさを雄弁に物語っているといえよう。

このような鳥獣の被害は農業経営を不安定なものとし、農業に依存する農民にとってはまさに死活問題であった。特に、山付きの村々では猪鹿などの被害からのがれることができず、あらかじめその被害を前提に生業の組み立てをはかっているところもあった。寛保三年（一七四三）二月、古来より農業の合間に山稼ぎを行ってきた房総内湾の鬼泪山付きの村々では山役人・村役人の結託によってその稼ぎを差し止められたため、その継続を領主に願った願書のなかで、「麁田畑殊ニ猪鹿多く、作物喰荒シ、惣穀実リ悪敷、耕地斗リニテハ難相立村々故、往古ゟ右山ニ而稼仕相続仕来候」[9]と述べ、猪鹿害による農業生産の減少を補うため山稼ぎを行ってきたことを吐露している。こうしたことは山間村落では一般的に認められるところで、猪鹿の被害を前提に生業を組み立てていた。もちろん、農民たちにとって、猪鹿害は深刻な問題であったが、多少の被害は是認せざるをえなかった。このような農業の合間における小規模な山林資源の利用を前提とした山稼ぎは、資源の分散的利用や持続的利用に寄与することとなり、環境への負荷も最小限にくいとめることに作用したのである。

享保期の前後というのは、近世前期の耕地開発によって人が獣類の生息環境を脅かした結果、従来にもまして獣類が作物を喰い荒らすようになり、人と獣類の闘いが激化した時期であったように思える。近世後期になっても、鳥獣害は農民を苦しめることが少なくなかったが、殊に関東の平野部は鳥獣にとってしだいに生息しにくい環境へと変化し、その数が著しく減少したようである。そうした一端は小金原での将軍の鹿狩りの獲物数にも示されている。一一代将軍徳川家斉の寛政七年（一七九五）の鹿狩りの獲物は、鹿一一二、猪一三、兎九、狐三、貉三、狸一、

Hosei University Repository

雉子一であった。[100] 鹿狩りの獲物の目標は鹿であり、鹿以外の鳥獣が少ないのはそのためであるが、鹿は享保期の八〇〇余と比較しても激減している。それもこれらの鳥獣を集める農民の動員は享保期には二か国五郡下の村々であったものが、寛政期には四か国一五郡の村々へと拡大されたにもかかわらずにの結果である。これが一二代将軍徳川家慶の嘉永二年（一八四九）の鹿狩りでは、鹿二九、猪一二二、狸五、兎一〇〇、雉子二となっている。[101] しかし、この鹿狩りはそれまでと異なり、獲物としての猪や鹿は諸国から買い集めて飼育し、狩場に放ったものであった。そのほかにも、大名や村々に猪や鹿の生け捕り頭数を割当て調達していた。常陸谷田部藩主細川興元は、「此度小金御鹿狩ニ付、去申とし小金の御手当として、鹿猪の内何づれも当ねん生れの分八疋御用被仰付候、しかる所、領分にその類すくなきよし」[102] と嘆いている。また猪鹿一疋を割り当てられた上総国市原郡の村々は、生け捕り用の「生囲ひ」をつくってその捕獲に備えたが、「近年猪鹿一向相見江不申候」という状況のなかで、割当て分を捕獲する決意を表明している。[103] この頃、常陸・下総・上総国内の平野部では猪や鹿が著しく減少し、もしくはその生息が確認できないほどの状態となっており、これにかわって兎などの小動物が増えていたとみられる。明らかに、鳥獣の生態環境は大きく変化し、悪化していたのである。

二　害鳥獣駆除をめぐる政治の作用

近世農民が四季を通じて鳥獣の被害を受けていたとはいえ、特に関東農民はその駆除を自由には行いえたわけではなかった。鳥獣の駆除をめぐっても、人の側の社会関係が色濃く反映し、禁止されることすらあった。特に、関東地方は幕府のお膝元であった関係で、その規制を強く受けた。というのは、関東地方の大部分の村々が幕府や諸藩の鷹場や留場などに指定されていたからであった。鷹場は文字通り将軍や大名などの鷹狩りにかかわって特定された地域であり、留場では一般民衆の一切の鳥獣の捕獲・殺生が禁じられていた。この時代にも自然の空間は身分制社会を反映して、領主・農民らによって棲み分け的に利用されていた。たとえば、近世中期以降の江戸十里四方の農村の山野や耕地は、幕府の鷹場（御拳場）、幕府の御留場、領主の御林、農民の秣場・耕地などとして、一つの山野・耕地の空間にさまざまな階層のさまざまな利用の形が同時に成立していることを前提に、それらが互いに他を侵犯しないという棲み分け的利用の規範ができあがっていた。特に、この地域での鷹狩りという側面では、幕府は排他的利用を実現し、御拳場の指定を受けた村々は徹底した鷹場維持の法的規制を受けたのである。

関東地方において幕府鷹場に指定された村々では、将軍や鷹匠などの鷹狩りの場に指定されていた関係で鳥獣の保護が義務づけられ、日常的に「鳥追立」「鳥殺生」などが禁じられ、留場でも「鳥おどし」が禁止されていた。そうした規制の一端は近世初期の幕府法令からもうかがえる。寛永末期の大凶作のなかで、同一九年（一六四二）九月一四日、三代将軍徳川家光の政権が代官・給人に出した法令では、百姓の撫育と食料の消費抑制とを求めながら、農村での害鳥獣の駆除にかかわって「江戸廻り御鷹場」以外での案山子立てと「御鹿狩之場所」以外での鹿・猪追いとを奨励している。[104] 換言すれば、このような状況ですら、「江戸廻り御鷹場」と「御鹿狩之場所」での鳥獣駆除は禁止されていた。「江戸廻り御鷹場」と「御鹿狩之場所」とは徳川政権が設定した狩猟の場所であったが、将軍の狩猟場の維持は農民の鳥獣駆除よりも優先していたのである。ほぼ同じ内容による農村への法令は、四代将軍家綱政権下の万治元年（一六五八）[105]・同三年の凶作時[106]にも出されている。ただし、この時は「御鷹場」であっても案山子立てと猪鹿追いとが許されていた。このように、将軍家の狩猟場では凶作時などに害鳥獣の駆除が認められることはあったが、全体的にみればその規制は徹底していたのである。

そうした関東での害鳥獣の駆除規制は、享保期の幕府鷹場の再編及び鉄砲の規制強化のなかで、綿密な地域編成を伴い実施されていった。享保期の将軍の鷹狩りの再開は、単に鷹場を復活させただけでなく、鷹場の再編をともなった。このことは近世前期からすでに顕在化していたものであったが、それをより明確化し、鷹場の区分とその支配管轄の組織化をはかった。幕府鷹場についていえば、御拳場と御捉飼場とが明示され、

Hosei University Repository

その支配管轄は前者が鳥見役、後者が鷹匠頭となった。いずれも鳥の殺生などを禁じ、その地の農民に鳥獣の保護と鷹場の取締りとを命じた。[17] 同様に、享保期には鉄砲令も再編され、特に関東での鉄砲規制は地域編成をともなった。ここでの鉄砲は害鳥獣を打ちとめるための農具としての鉄砲ばかりでなく、武器としての鉄砲をも含んだ。[18] この鷹場令と鉄砲令とが関東農民の鳥獣害対策に深くかかわった。

鷹場令では原則的には御拳場・御捉飼場ともに「鳥追立」「鳥殺生」などを禁じ、その害鳥獣の駆除を大きく制限していた。もちろん、ここでの鉄砲の使用をきびしく規制していたが、しだいに御拳場と御捉飼場との間にはその措置に違いがみられるようになった。貞享四年（一六八七）一二月の諸国鉄砲改めは、獣害駆除にかかわるものでは月切り鉄砲・断鉄砲の所持を認めている。いずれも空砲で害獣を驚かすことを目的とした威し鉄砲のことであり、この両者にはその所持と使用とが期限付きであるかどうかの違いがあった。[19] 害獣への鉄砲の利用が空砲に限定されているのは、この頃から本格的に発令された生類憐みの令の影響とみられる。しかし、空砲による害獣駆除には限界があり、元禄二年（一六八九）六月には条件付きでの玉込鉄砲の使用を認めた。[20] この段階では害獣駆除における鉄砲の使用をめぐって地域を制限した条項は見当たらないが、享保期に入るとその利用は地域編成をともなって細かに規定されていった。享保二年（一七一七）五月の鉄砲令は、「関八州之外国々」「関八州」「江戸より十里四方」に区分してその利用の手続きを定めた。[21] まず「関八州之外国々」の地域は「鉄炮改役え例年証文等差出候事、以来不及其儀候」ことなり、鉄砲改役の許可を受けることなく、領主から鉄砲の拝借を許されればその使用が認められた。この地域では鉄砲の使用が大きく緩和されたのである。また「江戸より十里四方」を除く「関八州」の地域では、「猪鹿狼多出、田畑をあらし候節は、不及相伺、御料私領寺社領共に月切日切を極、玉込鉄炮にてうたせ、其段早速鉄炮改役え可相届候、打仕廻候ハ、、鉄炮取上之、是又其趣改役え可相届候事」となり、鉄砲改役とのかかわりは領主から拝借した玉込鉄砲の打ち始めと終了後の届け出をすることであった。さらに「江戸より十里四方」の地域では、鳥獣害対策の鉄砲使用のみならず、猟師の使用さえも禁じ、「猪鹿多く出、田畑をあらし、人馬え掛り、百姓及難儀候節は、鉄炮改役え相伺、可受差図候事」となった。幕府が江戸町に隣接する十里四方地域の鉄砲の利用に神経をとがらせ、警戒していたかがわかるだろう。

享保六年四月一八日、幕府は同二年五月の鉄砲令のうち、「江戸より十里四方」を除く「関八州」地域の鳥獣害対策時の鉄砲利用について修正を加え、「自今は御拳場之外は四月朔日より七月晦日迄日切之無構為打可申候」とし、御拳場の外側地域では鉄砲使用の期限を設け、その範囲内で対応させることにした。[22] 鳥獣害対策としての鉄砲の使用は、鷹場の維持と密接にかかわるものであったので、同一四年二月の鉄砲令ではそのことを強く意識して条文を作成している。[23] ここでは鉄砲の取締り区分を「関八州」「御拳場并江戸拾里四方」「捉飼場」とし、その対象地域を明確化した。「御拳場并江戸十里四方」と「捉飼場」とを除く「関八州」地域では、「猪鹿多出、作毛荒候節、只今迄は月切日切ニて鉄炮為打候得共、自今ハ不及其儀、猪鹿打候鉄炮百姓ニ預、四季とも為打可申候、尤初候節鉄炮改え承合、証文差出可申候、翌年よりハ正月中一度充、証文鉄炮改え差出可申候事」となり、その規制がよりいっそう緩和された。また「捉飼場」地域では「四月朔日より七月晦日迄は、無構鉄炮為打可申候、八月朔日より来三月晦日迄ハ為打申間敷候事」となり、その禁止期間中であっても「不苦所ハ御鷹匠頭え承合、鉄炮為打可申候、尤其節鉄炮改えも可相談事」という特例事項も付加され、幾分その規制が緩和されたのである。ところが、「御拳場并江戸十里四方」地域は、「只今迄之通鉄炮為打申間敷候」として依然としてきびしい措置がとられた。そしてこの地域で田畑への鳥獣害が発生した場合には幕府鉄砲隊が派遣されることになった。[24] たとえば、武蔵国荏原郡内の村々ではほぼ毎年鉄砲方の出動によって鳥打、鳶打、鷺打が行われ、特定の鳥類の駆除が恒例化していた。これは作物を鳥害から守ることにも機能したが、その主たるねらいは鷹狩りの獲物となる鳥類の生息を確保するためであった。なお、この法令で「江戸十里四方」の範囲は「日本橋より

Hosei University Repository

東西南北え五里充」と明示され、「五里四方」という地域概念でとらえられる御拳場とは異なる領域であることも明確化したのである。

鷹場は基本的には幕藩領主の鷹狩りを執行するために設定された場所であったから、鷹場に指定された村々は日常生活や農業などのさまざまな側面で規制を受けた。農業の局面では、秋の稲刈り後から春先の農耕開始まで、田への水掛けや田のうない返しなどが禁じられ、害鳥獣駆除としての鉄砲の使用も制限されていた。これは将軍の鷹狩りや鷹匠の捉飼御用がこの期間中に行われていたからであった。このため、鷹場村々は鷹場役人から鷹野御用の終了を告知されるまで農耕を開始できなかった。その告知は毎年二月から三月にかけて行われ、「当年最早冬鳥御用無之候間、田うない返し水掛ケ候義勝手次第ニ可致候」という内容であった。このような告知は御拳場・御捉飼場の村々とも変わるところはなかったが、御捉飼場の村々だけは「当春御用相済候間、猪鹿狩致度村方ハ勝手次第ニ可致候」というように、猪鹿の駆除も開始できたのである。このように、関東農村の多くは幕府が設定した鷹場の維持との関連で、獣害対策についても大きな制限を受け、幕府の主たる政治基盤に位置づく地理的条件をもつがゆえに、その政治的作用を受けずにはすまなかったのである。

このため、鷹場に指定された村々の一部にはその解除を願うこともみられた。相模国三浦郡の一部村々は、享保一四年六月頃から御捉飼場に編入されたが、同年九月に「山間之沢田ニ而御座候得者、只今迄鳥附不申候」とか、「猪鹿夥敷出、田畑耕作荒し、村々難義仕候」という理由によって、鷹場指定の解除を幕府代官日野小左衛門に願っている。[27] この村々ではこれまで猪鹿の被害対策に鉄砲の使用を許されていたが、「此上御鷹御捉飼場御入替被為仰付候ハヽ、鉄炮御停止ニも可被為仰付哉と乍恐奉存候」というように、鷹場の指定によって鉄砲の使用が禁止されてしまうのではないかと危機感をもっていたからであった。もちろん、前述したように御捉飼場でも期日を限って鉄砲の使用を許されていたが、この地域では鷹場の指定によって鉄砲の使用がより制限を加えられるであろうことに危惧を抱いていたのである。それだけ猪鹿の被害に苦慮していたということであろう。また下総国葛飾郡舟戸村など一六か村は、水戸徳川家がこの地の恩賜鷹場を幕府に返上していた際に―このような状態を御休野、御休場といったが、その地域の村々はなお殺生人の取締りなどを義務づけられていた―二度と鷹場に指定されないように、寛政二年（一七九〇）三月、鷹場の破棄を意味する「御捨場」を願い出ている。[28] その理由は疲弊して農業を維持できないとのことであったが、その困窮の原因は牧場・鷹場・助郷御用のために多大な人馬と入用とを賦課されていることのほか、「猪鹿諸鳥充満仕、既ニ村々不相立」と説明される。村々の窮状は「小金野原附故猪鹿諸鳥群集仕、且御野馬内入仕、作毛荒、連々田畑荒地ニ罷成、困窮相募、潰百姓夥敷出来仕、家数人数相減候ニ付、田畑年々荒増、追々百姓退転可仕」と述べられている。鷹場の設定は村々に鷹野役を強制したばかりでなく、農民の鳥獣害対策をも脅かすものとなり、日常生活や農業経営に多大な影響を与えたのである。

このように、幕府は関東地方の広い範囲に鷹場を設定してその地の農民に鳥獣の生息環境の保護を求めたため、鉄砲の使用にとどまらず、農民のあらゆる鳥獣害対策にも大きな影響を与えたことはいうまでもない。鉄砲の使用にあたっての関東農村の地域編成は、鳥獣害駆除の用具や施設などの使用・築造についても機能し、それぞれの地域の農民はさまざまな条件のもとで鳥獣害対策に取り組まなければならなかったのである。

三　農民の鳥獣害対策―鳥獣おどしと防除施設

領主にとっても、作物への鳥獣の被害は年貢の賦課に直結するものであったから重大事にちがいなかったが、その認識の度合いは農民よりもはるかに劣っていたであろう。凶作時に鷹場内での案山子立てや猪鹿追いなどを許すこともあったが、鳥獣害対策の主体は農民にあったとみていい。近世の領主は兵農分離の原則によって村落から切り離されて城下町に住むようになったため、農業経営の細部を熟知する機会をもたず、鳥獣害の深刻な現状を認識することは困難であった。もちろん、農民の鳥獣害対策のさまざまな局面で領主がかかわることはあったが、それは鳥獣

Hosei University Repository

害対策上の許認可や扶持米の給付などに限定された。

そこで、農民たちが自らの田畑を鳥獣の被害からどのように守っていたのかをみてみよう。まず鳥獣おどしの用具としては、案山子・鹿驚・張縄・鳴子・添水（僧都・添出）・鉄砲などが用いられた[29]。幕府の寺社行政に関する記録類などを編集した『祠曹雑識』という書物には、「北村季吟カ俳諧山井ノ中ニ案山子ヲ鳥畏シト注シ、次ニ僧都・引板・鳴子ヲ記ス、其下ニ案山子ハ鳥オトシノ人形ナリ、僧都ハ添出ト書ク、水辺ニ仕掛テ水ノ力ヲ添テ音ヲ出ス、鹿オトシナリ、引板ハ板ニ木ヲ添テ縄ヲ引テ鳴スモノナリ、鳴子ハ尋常ノ事ナリ、（中略）案山子ヲ鹿驚ト称シテ、カヽシノ唐名トスル事久シ」[30]とあり、その一部が紹介されている。案山子・鹿驚・張縄は鳥獣がものや臭いに敏感に反応する素性を利用したものである。古着などを着せた案山子を田畑に立てておくと人の気配を感じて近寄らなかったし、ぼろ布を束ねて点火したり、古い灯油や獣脂にひたした糸を木につり下げておく鹿驚は特に獣類の嗅覚を逆利用して追い払うものであった。また『百姓伝記』では「稲を植て後、必田のうちにかわづ・どじやう・ざこ・田にしあるゆへに、鴻・黒かも・ごいさぎ付て、植田をふみ込、苗きるゝ、稲手なをりし、少そだちては、痛みすくなし、其内竹をさし、縄をはり用心せよ」[31]と、水鳥の被害を回避するために田に竹を指して縄を張りめぐらすことを奨励している。さらに鳴子・添水・威し鉄砲は音を利用して鳥獣を撃退するもので、特に鉄砲は玉込鉄砲であれば殺生をともなった。なお、害鳥獣の捕獲のために網などが用いられることもあった。

そして、害鳥獣防除のための施設には小規模なものでは落とし穴があり、大規模なものでは猪垣・猪土手などがあった。御捉飼場に指定されていた下総国葛飾郡藤原新田の寛政二年（一七九〇）七月の記録には、幕府の鷹匠が雲雀上ケ鳥御用で来村する知らせがあった際に、「猪鹿落し穴等有之場所ハ目印致置、捉飼之障ニ不相成候様ニ可被致候」[32]と鷹場役人である野廻り役の大野幸蔵から申し渡されている。村内の各所に田畑への猪鹿の被害を防ぐために落とし穴が築かれていた。寛政七年の家斉による小金原での鹿狩りのことを記録した「小金御狩記」にも、小金原付近の情景を記した部分に「山奥に鳴子ケ池といへる池ニハ、いづくともなく鳴子の如き音聞へ候など、（中略）又高柳村新田・佐津間山抔へ参り候へば、猪鹿夥敷く、中にも六方野と申候には壱丈余の猪すみ候て、異名をつめまかりとよべる由、五助木戸の脇には狼落し穴有之候」[33]とある。この付近には猪・鹿・狼を捕獲するための落とし穴が設置され、害鳥獣に対処していた。ただし、落とし穴の設置による害獣の捕獲も領主の許可を必要とし、佐倉藩の「年寄部屋日記」の宝暦五年（一七五五）二月一三日条には、下総国印旛郡瀬戸村など八か村が「猪鹿出田畑荒シ候付、八ケ村左之通組合、瀬戸村地内ニ落シ穴ヲ掘、来ル十八日・十九日両日狩申度」[34]と願書を提出したことがみえている。比較的簡単に造ることができる落とし穴による捕獲は、便利な害獣対策として広く行われていたのである。なお、この地域の農民は将軍による鹿狩りを「稀成御鹿狩之義、兼而村々諸作物を荒し難儀及ばせ候猪鹿、此時節ならてハたやし可申様無之候間、一村限猪鹿不残追出し、御狩之方江追出可申事」と認識し、その追い出しに協力していた[35]。事実、幕藩領主の鹿狩りにはそうした機能が内包されていたものと思われ、幕藩領主が農民の猪鹿の被害に直接的にかかわる最たるものであった。

これに対して、猪垣・猪土手・猪堀は文字通り垣根や土手・堀を築いて田畑の作物を害獣から防御するものだが、その築造や維持のためには村中もしくは村々の協力が不可欠であった。そうした防除施設はもっとも獣害に悩まされていた山間村落に多く、まさにその地は猪鹿との闘いのもっとも激しい最前線であった。明和元年（一七六四）閏一二月の上野国群馬郡渋川村の明細帳では猪堀の一項を設けて、「是者水沢山麓ゟ黒沢当村迄、堀丈弐里、深サ壱丈弐尺程年々堀さらい、渋川村・石原村・湯上村右三ケ村ニ而、最合自普請修覆等来り、人足等壱ケ年凡弐千人余相掛申候」[36]と説明している。三か村で築いた猪堀は長さ二里（約八キロ）、深さ一丈二尺（約三・六メートル）に及ぶもので、その維持のために毎年二〇〇〇人の人足を必要としていた。このほかにも、この村は猪鹿の害に対処するため、「四季打鉄炮御願申置候而、年々正月ゟ猪追来り候」とあるように、鉄砲による捕獲も行っていた。生活の糧を

Hosei University Repository

守るために多くの労力が投入されていたのである。

しかし、防除施設の設置だけで獣害を全面的に防ぎえたわけではない。山間村落の人々には、害鳥獣との闘いに終わりはなかった。天明三年（一七八三）三月の上野国利根郡追貝村の記録には、次のように記されている。[37]

当村之義者山附之村方ニ而御座候処、近来猪鹿発向致防兼候ニ付、畑付之山境江防之囲仕候処、（中略）右猪鹿防之義者、面々持高ニ応シ村役人ら人足ヲ割付、右人足差出候而囲仕候処、且私義山付之畑之義者荒増入作仕候故、難儀之筋ニも無御座候得共、村中一統之義御座候間、村役人ら割付通人足差出、随分出精致囲仕候処、多分猪鹿ニ而毎夜囲ヲ破耕作ヲ荒、中々囲計ニ而者防兼候ニ付、村中一同申合、此上囲ニ而不相叶候ニ付、面々持歩限り相防可申由相談決着致、其後者自分持歩限毎夜番等仕相防申候

「防之囲」とは猪垣のことと思われるが、その築造は農民個々の所持高に応じて村役人から割りつけられた人足によって行われた。この村では害獣の防除施設が村役人の主導によって組織立って築かれ、それも持高割という平等な人足拠出によって達成されていた。しかし、猪鹿は「防之囲」をも打ち破って作物を荒らし、この施設による防除の限界を知らしめた。このため、村人の労力動員による夜番によって被害を防ぐことを余儀なくさせた。この地域では害獣の防除には夜番という人力によるものがもっとも効果的であると判断されたのである。

番人の見張りによる害鳥獣の防除は古くから行われていたものであったが、慶応元年（一八六五）七月、武蔵国埼玉郡・葛飾郡、下総国葛飾郡内の二七か村は、「近年猪鹿多田畑諸作喰荒候ニ付、村毎昼夜ニかきらす番人付置候得共、防方何分不行届」として、「花積村へ壱挺、梅田村へ壱挺、都合弐挺御拝借奉願上、外村々へ猪鹿来り田畑諸作喰荒候ハヽ、早速右弐ケ村へ罷越、前書鉄炮借受打威候様仕度」と鉄砲の拝借を幕府代官今川要作に願い出て許可されている。そして同年一一月には、「遠村ニてハ拝借人方へ及沙汰、同人駆付候迄ニハ諸作多分被喰荒甚難渋仕候間、今般村々一同相談之上増拝借御願奉申上候」[38]として、拝借鉄砲を増やしてくれるように要請している。この地域では村ごとの番人設置による対応から拝借鉄砲による防除へと変化した。拝借鉄砲の要請は、必ずしも一村単位で行われていたわけではなく、組合村という村連合によってなされることもあった。このことは村々の結束を強めることにも作用したのである。

獣害の防除対策は、番人などの人によるもの、用具・施設を用いるものなど多岐にわたったが、それだけではない。天保三年（一八三二）の下総国香取郡吉岡村の記録によれば、「御林有之候而者、田畑猪鹿入込難儀ニ付、願之上郷持受地ニ仕候」[39]とあり、領主が設定した御林の近くの田畑では猪鹿の被害が深刻なので、領主の許可をもらって御林を村落の管理として所持したことが述べられている。このことで猪鹿の被害をどのように防いだのかは定かでないが、御林に立ち入って猪鹿の番をしたということなのであろう。この御林は四町歩ほどの広さがあったが、この御林管理の農民への委譲に対して領主は一反当たり永三七文五分の年貢を賦課していた。猪鹿の被害の防除という理由であっても、所有する土地を農民に貸し渡せば領主は年貢を賦課し、その納入と引き換えの形でその土地の管理が村側に認められたのである。鳥獣害防除への領主のかかわりは一般的には間接的なものであり、その防除の主体や手段の考案は農民であったのである。

四　人災としての鳥獣害への対応

田畑への鳥獣の被害は、自然の作用によってのみ生み出されたわけではない。人が原野・山林などを開発した結果、その被害を助長させたことを忘れてはなるまい。自然界での人間中心の思考は、害鳥獣防除の面でもさまざまな矛盾をわたしたちに示してくれる。安永三年（一七七四）一一月の幕府法令には、「御林茂り候場所は猪鹿籠り、田畑諸作喰荒し難儀いたし候旨にて、伐払新開之義被相伺候も有之候」[40]とあり、幕府が設定した御林周辺の田畑では猪鹿の被害が多発していたため、その付近の村々では御林を伐り払って開発を願う願書を幕府に提出していたことがわかる。

Hosei University Repository

猪鹿の被害を理由とする御林の開発は、近世前期からみられるものである。宝永四年（一七〇七）四月、駿河田中藩の領地であった下総国相馬郡布施村は、同国葛飾郡船戸村におかれた陣屋に常駐していた代官渡辺平兵衛に村内の長山御林の新開願書を提出している。この御林の面積は二一町九反七畝二一歩に及ぶ広大なものであったが、そのうちの一三町五反九畝一八歩の開発を願い出た。その理由は「御林之義田畑之真中ニ御座候、猪鹿大分住作毛荒シ、作時分ニハ番人等差置百姓難渋仕候」[41]ということであった。このため、「五ケ年之耕野ニ而畑ニ開発」したいと願い出たのである。「耕野」とは開墾したばかりの生産性の低い耕地を示す言葉だが、この開発を許可してくるならば「耕野」の間であっても従来通り「下草野銭」という雑税を上納し、また五年後からは通常の年貢を上納するとしている。そこで、開発予定の御林を金六〇両で払い下げてほしいと要請した。結局、この願いは叶えられて畑や屋敷地に開発され、正徳二年（一七一二）六月には検地も行われて土地の所持者が決定している。

こうした山林の畑への開発は猪鹿の被害を助長させることもあった。享保一〇年（一七二五）九月、安房国長狭郡浜荻村が作成した議定書には、本畑続きの山林の一部を新畑に開発したところ、「是迄猪鹿出不申本畑へ、新畑開発ニ付山続ニ相成候故、猪鹿多出、作物あらし難渋」[42]という状況が生じてしまったことが記録されている。この結果、本畑の所持者と新畑開発の者たちとの間で口論が発生し、「長立候百姓」の仲介により、「是迄者御年貢へ割方ハ本畑・新畑・見取ニ至迄夫々高下を付、御割付通り割来り候へども、已来納高辻之金高本畑・新畑・見取共平均反別割ニ仕、猪鹿防之義猟師共雇威鉄炮為打、右給金・塩硝代共、猪鹿出不申表通り本畑・新畑共、平均ニ反別出銭ニ致し候」という和解案によって決着をみている。新畑開発による本畑への獣害の解決は、この村では猟師を雇って威鉄砲によって獣害を防除するという手だてを講じたばかりでなく、年貢や村入用などの割り付けにも影響を与えた。このように、開発による獣害の発生に伴う争論は、村落の伝統的な年貢・村入用などの割賦の秩序を改変する機会をもたらしたのである。

人は田畑の作物を喰い荒らす猪鹿の被害を防ぐため、その生息する山林を開発して畑地を造成することがあった。このことは獣害の防除のみならず、耕地の拡大をもたらし、農民生活の基盤を安定させるものともなった。しかし一方で、山林の開発は獣害をよりいっそう助長させたりもした。人が耕地を求めて山林に食い込んでいけばいくほど、獣害は避けられなかった。山林を野焼きして耕作する焼畑農業はその最たるもので、常に害獣と向き合っていた。武蔵国秩父郡内の一部村々で行われた焼畑農業は、その実情を伝えている。[43]

季春より初冬に至るまでは遠く一二里も隔て、山の頂き又は中腹などをひらきし焼畑の場所へ盧を結び、夫妻子母こゝに移住して播種し、禾熟の時に至りては昼は猿を衛り、夜は鹿を逐ひ、夫妻みな処を異にし、あなたこなたと山を越へ、谷を隔てゝ仮りの小屋に通ひて、夜な〳〵板木を打或は声をあげて、猪鹿を防ぐこと風雨といへども怠らず、其艱難知んぬべし、旱年には薄地にて作物傷みやすく、雨多き年には山谷なれば登りよろしからず、斯る猪鹿の多ければ六組の内には、上より渡りし猟師筒と、四季打鉄炮と合せて四五十挺もありしことなりと云、されども猪鹿喰い荒しもあればとて、下畑下々畑半免の土貢を納めしとなり

ここには焼畑農業の現実のきびしさと害獣と対峙する姿が描写されている。また日夜猿や鹿を追うために、村落から離れて焼畑の近くに設けられた盧とそれとは別につくられた遠隔地の小屋に夫妻別々になって通い、板木や声によって害獣を駆逐する様子は焼畑農業のきびしさを際立たせている。ここでの小屋掛けは害獣の防除が主要な目的となっていた。焼畑農業には害獣の駆除が欠かせなかったが、害獣の存在を前提にした農業であったのである。

農民は常に鳥獣の被害と向き合い、その駆除に奔走したが、その一方で害獣の存在を是認し、開発した畑を山にもどして生存の途をさぐることもみられた。慶応四年七月の上野国吾妻郡岡崎新田の明細帳には、「山下々畑、猪鹿荒シ候ニ付、畑山ニ仕、雑木植附、薪ニ仕、伊香保其外市場へ出売払、御年貢足合ニ仕候」[44]とあり、百姓林の一部を下々畑とい

Hosei University Repository

う等級の畑地に開発したが猪鹿の被害に悩まされ、「畑山」という名目の山林にもどして雑木を植林し、それを薪にして市場に売り払い、年貢の一部に充当したという。開発畑への猪鹿の被害を契機に、畑を山にもどすことで害獣との共生と生計の維持とを両立させたのである。

このように、近世農民は鳥獣害の防除のためにさまざまな用具や施設を用いたほか、獣類の生息する山林の開発やそれとは逆に畑地を山林にもどすなどの対策を講じていた。鳥獣の被害はながい間の山林・原野などの耕地化によって生み出された側面を否定しえないが、そうした結果として鳥獣の駆除に費やした時間は計り知れないものがあった。しかし一方で、農民の害鳥獣への対策は経験的な学習を通じて人智をうながし、また村や地域の結束をもうながした。そしてまた、農民の経験的学習はさまざまな作物の品種改良と土地に見合った作物の限定をうながして鳥獣の生態に見合う農業の必要を知らしめさせ、きびしい条件下にありながらも地域に適合した農業を育んだのである。

結びにかえて――人と鳥獣との共生

農民の経験的な人智は、鳥獣あるいは害鳥獣であっても、駆除の対象としてばかりあったのではなく、農耕に役立つものとの感覚をも育んでいた。『民間省要』では「沼田にして常に水湛へ、冬に至れば水鳥多付て其糞を落し、年々に土肥て外の糞しを入るゝに不及、稲能出来実る」[145]と述べ、水鳥の糞の肥料としての効用を説いている。また近世の農業技術について詳しい『百姓伝記』にはそのことが詳しく説明されている。[146]それによれば、「諸鳥のふんを取て不浄と合し、くさらせ、ねかし、田畑の作毛こやしとするに、能きくものなり」としながら、過度の使用は肥料としての効き目が強すぎて作物が枯れてしまうが、適度に利用すれば「稲よくもて、真性にして、米大しぼになるぞ」として品質のよい稲が収穫できるとしている。そして、稲の肥料には「にわとり・鳩のふんとりわけよし」とする。このほか、五位鷺の糞を糠や塵芥と混ぜて寝かせ、腐食させたものは作物の肥料となり、鳥の糞も糠や藁と混ぜて腐食させれば、「大方麦畑のこやしにして徳分多し」とする。鳶や鷹・燕といった糞も同様に肥料となることを説いている。

寛政一一年（一七九九）一〇月の武蔵国足立郡染谷村の記録には、名主の屋敷林に鷺の大群が住みついて「苗木植附仕候得共、糞気故か兎角生立不宜、年々手薄罷成、自ラ諸鳥込合候ニ付、屋根江相集り、萱家ニ御座候得者、殊之外踏破り難儀至極仕候」とする一方で、「鷺糞少々宛ハ耕作仕附之手当ニ相成候」とか、「近村江作付之糞ニ売遣シ、少々宛之手当ニ罷成申候」[147]と述べ、鷺の糞を自家用の肥料のほか、近村にも売り払って生計に役立てていたことがわかる。

鳥の糞の効用は肥料としてばかりでなく、『百姓伝記』には「枝木を植田にさし置、なわをはりてをけば、小鳥羽をやすめ、稲に付虫をとりくらひ、虫失るなり、小鳥の中にもつばめは二月より八月迄たくさんに有物成が、諸虫を餌とする、つばめのふんは水草に大どくなる故、こつぜんと田の草うすくなるぞ、わづかなる事の様にて、苗代よりして稲の色付まで、小鳥壱羽の喰ふむしは、積りて大分なるべし」[148]として、燕は除虫に、その糞は除草に効用があることを述べている。

農民は鳥獣を必ずしも敵視していたのではなく、長年の経験に基づいて肥料や除虫・除草といった側面で農耕に利用していた。このほかにも、農民は鳥獣の行動を作物の植え付けや収穫の目安とし、その害も農耕の怠慢に注意をうながすものとも認識されていた。[149]鳥獣の利用は、牛馬を農耕に使っただけでなく、日常生活や農業のさまざまな側面にわたっていたにちがいない。その最たるものは食料としての側面であるが、殺生忌避の伝統のなかでも鳥獣の一部は貴重な食料となり、熊の肝などのように薬用に用いられるものもあった。

それでは農民の害鳥獣への敵視感と一般鳥獣への親近感とはどのように折り合っていたのであろうか。安政七年（一八六〇）三月、下総国葛飾郡藤原新田の村役人は害鳥獣駆除のために鉄砲を領主から拝借した際に、「田畑作毛荒候畜類之外、鳥類者勿論、外殺生堅仕間敷候」[150]という内容の請書を提出している。法的にも、民衆の感覚としても駆除の対象となったのは「作毛荒候畜類」に限定されていたのである。近世の民衆は鳥獣、あるいは虫さえも、人間と同じように生あるものとの感覚をも

Hosei University Repository

っていたし、無闇には殺生をしなかった。安藤昌益が『自然真営道』のなかで「鳥・獣・虫・魚ハ、大ハ小ヲ食フニ、序ヲ以テ互ニ食ヒ食ル、四類ハ四類ノ食物ナリ、故ニ人ノ食物ニ非ズ、之ヲ食フコト停止ス、人ニ備ル食ハ、穀・菜種ノ類ナリ[51]」と述べているように、弱肉強食の自然の摂理のなかで四類が生きていることを知っていたし、人と四類との棲み分けによって人は四類を食料とすべきではないとしている。この思考は極論であるにしても、これこそが自然界そのものに備わっている調和の原則とみなしているのである。無制限に生類を殺生しないという思考は、この社会では一般的なものであったといえるだろう。

生類の殺生忌避は仏教文化の影響によるものだが、ほかにも祟り・迷信などの民間信仰はこの社会に広く浸透していた。たとえば、生き物を殺すと祟りがある、バチがあたる、天罰がくだるというような迷信は信じられていたし、さまざまな局面で人々は殺生による祟りを恐れていた。このため、生類を殺す前や殺したあとでは御祓いや供養を行っていた。このことが生類の無制限な殺生をくい止めたことの意義は大きいと思われる。前述したように、下総国小金原地域は将軍の鹿狩りの舞台となったところとして知られ、付近の農民は猪鹿による作物の被害を受け、鉄砲などにより駆除を行っていた。しかし、林野を伐採したり、焼き払ったりして野獣の住処を奪うと祟りがあるという考え方がこの地域には強くあった。このため、幕末の頃、佐倉藩主堀田正睦が下総国習志野・下志津地域の台地の開墾を命じた際に、当時の家老某は下志津原の開墾の鍬入れ式に臨んで、山野の神に時勢を説いて開墾の必要性を説明する祭文を読んでいる[52]。このように、林野を開墾して野獣の住処を奪うことはあったが、その祟りを恐れる風潮はこの社会での安易な開発への抑止力として作用し、開発を大きく規制していたとみられる。鳥獣の殺生を業とした猟師さえも、殺生したあとには祟りを恐れて供養することを常としていた。人は鳥獣とのながい付き合いのなかで、鳥獣殺生にともなう迷信やその祟りを信じ、その殺生を自己規制してきたのである。

また鹿や猪などを神聖視して殺生することを禁じた地域は多く、たとえば、奈良の春日大社、常陸の鹿島神宮、陸前の金華山神社などには鹿が放養されてそれが神鹿と考えられていたように、鹿の神聖視はその殺生をしにくいものとしたにちがいない。白鹿と同じく、白猪もその珍しさゆえに神聖視され、猟師の間でさえこれを打たない風潮があったという[53]。

人は自らを「万物の長」とする観念をもつなかで鳥獣を食料とし、その駆除をもしたが、一方で鳥獣を同列視・神聖視して殺生を憚り、また殺生したあとも祟りを恐れ、御祓いや供養などを行った。人は鳥獣の個々に迷信や祟りなどのさまざまなシンボルを付与することによって、鳥獣と自己とを結び付けていた。こうした生活にしみ通った人の感覚が、鳥獣に対する畏怖や過剰な駆除に躊躇をうながし、ともに自然界に生きるものとして鳥獣に対する自己規制や謙虚さを育んだように思われる。それが信仰であれ、自粛であれ、その精神を持つがゆえに人と鳥獣との共存を可能たらしめたといえよう。このように、人は鳥獣に対して親近感と畏怖感とをもっていたため、農耕にも活用したし、無差別な乱獲をも阻止し、人と環境との関係を調整していたのである。

〈注〉

(1)塚本学氏は『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア―』(平凡社選書80、平凡社、一九八三年)のなかで、「生類概念と鳥獣害―人獣交渉史断章」という一章を設け、人と鳥獣との歴史人類学的考察を行っていて参考になる。

(2)『徳川実紀』第八篇、三六五頁。なお、この時の獲物は鹿狩りに参加した番士などに分配された。

(3)『徳川実紀』第八篇、四〇一頁。

(4)『日本経済大典』第五巻、四二三頁。

(5)『日本経済大典』第五巻、一二三頁。

(6)『川口市史』近世資料編Ⅱ、九八頁。

(7)『大田区史』(資料編)平川家文書3、一〇四六～七頁。

(8)『大田区史』(資料編)平川家文書4、四三五～六頁。

(9)『蛍津市史』史料集二、二〇六～八頁。

Hosei University Repository

(10)『続徳川実紀』第一篇、二七六～七頁。
(11)『松戸市史』中巻、近世編、三九四頁。
(12)寛永二年「小金原御狩記」、国立国会図書館蔵。
(13)『松戸市史』中巻、近世編、三七七頁。
(14)『徳川禁令考』前集第五、二七八五号、一五五～六頁。
(15)『御触書寛保集成』二一一九号、一〇二九頁。
(16)『御触書寛保集成』二一二一号、一〇三〇頁。
(17)拙著『将軍の鷹狩り』同成社、一九九九年、一四一～五八頁。
(18)拙稿「鉄炮令と『江戸十里四方』」（地方史研究協議会編『都市周辺の地方史』雄山閣出版、一九九〇年）。
(19)『御触書寛保集成』二五二五号、一一八二～四頁。
(20)「御当家令條」巻三二、四七一号（『近世法制史料叢書』2、二三八頁）。
(21)『御触書寛保集成』二五三二号、一一八六頁。
(22)『御触書寛保集成』二五三八号、一一八八頁。
(23)『御触書寛保集成』二五四五号、一一九〇～一頁。
(24)拙稿「品川筋御鷹場」（『大田区史』中巻、一八五～二四一頁）。
(25)安永一〇年正月「丑歳御廻状控帳」（『徳丸本村名主（安井家）文書』第一巻、一四頁）。
(26)寛政三年正月「御用状并人馬触留帳」（『船橋市史』史料編二、四九頁）。
(27)『神奈川県史』資料編7、近世（4）、六七三頁。
(28)『松戸市史』中巻、近世編、四〇七～八頁。
(29)鳥獣おどし用具の一部については、塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア―』に触れられている。
(30)「祠曹雑識」三、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』9、一七一八～九頁。
(31)『百姓伝記』下（岩波文庫）、五五頁。
(32)『船橋市史』史料編二、三四頁。
(33)『松戸市史』中巻、近世編、三六一～七一頁。
(34)『印旛村史』近世編史料集1、四七九頁。
(35)『千葉県山武郡九十九里町誌資料集』第七輯上巻、一五一～二頁。
(36)『群馬県史』資料編13、一五四頁。
(37)『群馬県史』資料編12、一八八頁。
(38)『春日部市史』第三巻、近世史料編Ⅴ、三七～九頁。
(39)『大栄町史』史料編Ⅱ、近世一、二〇頁。
(40)『日本財政経済史料』巻二、一二五一頁。
(41)『柏市史』資料編五、一七九頁。
(42)『天津小湊町史』史料集1、六五頁。
(43)『新編武蔵風土記稿』第十二巻、三〇六頁。
(44)『群馬県史』資料編11、二三八頁。
(45)『日本経済大典』第五巻、二二頁。
(46)『百姓伝記』上（岩波文庫）、一七七～九頁。
(47)『浦和市史』第三巻、近世史料編Ⅱ、二一九～二二頁。
(48)『百姓伝記』下（岩波文庫）、五五頁。
(49)塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア―』、二五八頁。
(50)『船橋市史』史料編（四・下）、三五七頁。
(51)日本古典文学大系97『近世思想家文集』（岩波書店、一九六六年）、六五七頁。
(52)千葉徳爾『狩猟伝承』（ものと人間の文化史14、法政大学出版局、一九七五年）、九五頁。
(53)右に同じ、九一～一四八頁。